



時事寸考

こんにちは、施設長・医師の吉田晴彦です。今回も、健診センターの池田有成センター長の“健康情報シリーズ”ですが、気になるテーマは…

食中毒に注意



これからの暑い時期は、細菌性の食中毒にぜひ注意が必要です。複数の人が特定の食物を摂取し、ほぼ同時に発症した感染性胃腸炎を、一般に食中毒と呼びます。自宅などで少数の人だけに生じた場合は感染性胃腸炎と診断されますが、病気としては同一のものです。

冬場は、ノロウイルスなどに代表されるウイルス性胃腸炎が主体ですが、夏は①サルモネラ、②腸炎ビブリオ、③病原性大腸菌、④カンピロバクター、⑤黄色ブドウ球菌などの細菌性胃腸炎が多くなります。摂取した細菌が消化管内で増殖し、菌自体が直接粘膜を障害したり、菌が産生する毒素により消化管に炎症を引き起こすことにより、下痢、腹痛、悪心嘔吐、時に発熱が生じます。腸管粘膜への障害が強いサルモネラやカンピロバクターでは、血液の混ざった粘便をみるものがしばしばです。ベロ毒素を産生する③に属する腸管出血性大腸炎(0-157)は、血便を伴い重症化すること



で有名です。摂取から発症までに1日以上を要する場合は大部分ですが、毒素の摂取で生じるブドウ球菌やボツリヌス菌では数時間と短いのが特徴です。自然治癒することも多く、通常は1時間程度で回復します。  
治療では、下痢や嘔吐に伴う脱水への対策が最も重要です。強力な下痢止めや痛み止めは細菌や毒素の排泄を遅らせて、症状の悪化を招く可能性があり、勧められません。細菌が食物に付着してから増殖し、毒素を多量に産生するのを防ぐため、調理後はなるべく早く食べること、やむを得ず保存する場合は冷蔵することが、予防の上で大切です。患者が発生した場合、二次感染を防ぐため、手洗いも重要となります。ウイルス性胃腸炎の場合は、吐物も感染源となるため手袋をして処理しましょう。

イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

- ◆ 5月25日(水) アニマルセラピー  
【チワワ、ミニチュアダックスフンド、柴犬 他】
- ◆ 6月11日(土) ゴスペルコンサート  
【ワイルドオルガンの皆さん】
- ◆ 7月9日(土) ヴァイオリンコンサート  
【宮本恵さん】
- ◆ 7月23日(土) クラシック室内楽コンサート  
【アンサンブル・コマエドの皆さん】
- ◆ 7月30日(土) ピアノとヴァイオリンのデュオ  
【山本絵里さん、遠藤百合さん】



栄養科より今月の一押しメニュー

6月の行事食は6月19日(日) 昼食の“うなぎちらし”です。“うなぎ”は不飽和脂肪酸の比率が高く、エネルギーが高い、脂質とレチノールが特に豊富で、カルシウム、鉄、ビタミンB1、B2、Eが多い栄養満点のお魚です。そして旬の食材を取り入れた“枝豆ご飯”も、ご用意いたします。

また、6月下旬からソフトクリームの提供がスタートします！フードのスタッフが各フロアをまわり、皆さまにお好みの味を選んでいただいてからの提供となります。少々お時間がかかりますが、夏季限定のおやつなので、是非お楽しみください♪



新たなクラブ活動がスタートします

利用者さんにもご参加いただいているクラブ活動に、新たに“奏でるクラブ”と“アニマルセラピー”が加わりました。

5月19日(木)から始まった“奏でるクラブ”では、講師の先生を招き様々な楽器を演奏していただいております。毎月第1、3木曜日の10時~11時に行いますが、詳細は裏面にてご紹介しておりますので、ご覧ください。



また、“アニマルセラピー”も5月25日(水)から始まりました。日本動物病院協会にご協力いただき、14時から行う予定です。詳細を来月号のシーダ・ウォーカーでご紹介させていただきますので、併せてご覧になってみてください。

Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

不動産の強引な訪問販売

先日、法律相談で、持ち家に住んでみないかと強引にマンションを売りつけられそうになっていた方がいました。いきなり家に訪ねて来られ、帰ってほしいと言っても帰ってくれず、4時間近くも購入の勧誘を受けたとのことでした。

訪問販売を受けて契約を申し込んだ場合、クーリングオフできることはよく知られています。

しかし、不動産の購入に関しては、クーリングオフしにくいのが実情です。

訪問販売を受けた消費者がクーリングオフできることは、特定商取引に関する法律の第9条で規定されています。第9条は特定商取引に関する法律の第二章第二節の中に規定されています。この第二章第二節の規定には適用除外があり、「宅地建物取引業者…が行う宅地建物取引業法第二条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供」はクーリングオフの対象にはなりません(特定商取引に関する法律26条1項8号口参照)。

宅地建物取引業法2条2号には、「宅地若しくは建物(建物の一部を含む)」といった商品が掲げられています。建物の一部というのは、要するにアパートやマンションの一室のようなものです。したがって、宅建業者からマンションの一室を購入するといった取引にはクーリングオフの適用はありません。

では、上記の相談のようなケースは救済されないのかと言え、そういう訳ではありません。

消費者契約法4条3項は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者から退去を求められたにもかかわらず退去しなかった場合、困惑して契約を締結する意思表示してしまった消費者に契約を取り消す権利を認めています。

冒頭のような事案の場合、消費者契約法4条3項を根拠に契約を取り消すことが考えられます。

自宅に押し掛けてきた業者から強引な営業をかけられた場合、「帰ってください」ということを言っていたのかどうか重要なポイントになることもあります。不本意な契約は結ばないのが一番ですが、このことはもっと注意喚起されて良いように思われます。

桜丘法律事務所 弁護士

師子角 允彬(ししかどのぶあき)

(電話)03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL. 03-5311-6262(代) FAX. 03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2016年5月25日発行 vol.108 編集:島田・細川・大島

## ★ クラブ活動の様子 ★



講師の先生方が楽器の紹介や正しい音の出し方などをわかりやすく説明して下さいました。意外と知らない事も多くてびっくりでした！！



担当する楽器を決めて、実際にピアノに合わせてリズムを取って楽器を奏で始めると自然と皆さん笑顔になっていました。

## ★ 活動目的 ★

音楽を楽しみながら楽器を奏でて、一つの曲をみんなで作り上げる。

## ★ 参加利用者さんの声 ★

- 楽しかった。早く演奏を覚えて頑張りたいです。
- 楽器演奏はしたことないけれど、音楽をやりたいと思っていたので良かった。
- 昔にやった事のある楽器で懐かしかった。
- 先生の教え方が上手だったので楽しかった。
- 同じリズムの繰り返しだったけど、続ける事が意外と難しかった。

## ★ 楽器の紹介 ★

- ・カウベル
- ・ギロ
- ・カスタネット
- ・クラベス
- ・タンバリン
- ・ハイハット
- ・タカバサ
- ・マラカス
- ・スネアドラム

聞いたことのある楽器から、あまり聞きなれない楽器もありますが楽しく音が出せますよ♪

## ★ ご協力団体 ★ NPO 高齢者の音楽を考える会 KOKO の会

～ K: 高齢者の O: 音楽を K: 考える O: 会(Organization) ～ 高齢者の方々が、心と身体の健康を維持するため、「音楽は心のビタミン！」を合言葉に、明日の活力となる「楽しい音楽」を提供して下さる団体です。

## ★講師のご紹介★

### 酒井悦子 先生



- ・明星学園中等部・明星学園高等学校オーケストラ部にてフルート担当
- ・桐朋学園大学音楽学部打楽器課卒業  
鈴木楽器派遣講師 吹奏楽オーケストラなどにて打楽器指導などで活躍
- ・順天堂大学医学部オーケストラ指導

## ★講師のご紹介★

### 夏目路代 先生



- ・国立音楽大学教育学部 I 類卒業
- ・ピアノ、ボーカル指導
- ・マーサ三宅氏に師事  
都内ミュージックラウンジ、ライブハウスなどでジャズやラテンなどの演奏活動を行っている



## ★ボランティア★

クラブ活動にボランティアとして参加して、一緒にクラブを盛り上げてくれるメンバーです。

- ♪ 丸山 千賀子 さん
- ♪ 中島 浩 さん
- ♪ 中島 悦子 さん



心強いお仲間です。